

千葉県公安委員会文書管理規則の一部改正について

1 改正する公安委員会規則の名称

千葉県公安委員会文書管理規則（平成13年公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）

2 改正した部分

(1) 規則第2条（7）イ

ア 内容

条文中の「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則（平成13年千葉県規則第10号。以下「情報公開における施設及び電磁的記録を定める規則」という。）」第2条及び千葉県個人情報保護条例第2条第3号の記述等並びに同条第5号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成17年千葉県規則第64号。以下「個人情報保護における記述等並びに施設及び電磁的記録を定める規則」という。）第3条に規定する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものを「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設に定める規則（平成13年千葉県規則第10号）に規定する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」に改める。

イ 理由

(ア)「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則」の題名改正のため。

(イ)「千葉県個人情報保護条例第2条第3号の記述等並びに同条第5号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則」が廃止となるため。

(2) 規則第2条（7）ウ

ア 内容

条文の削除

イ 理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）の改正により、令和5年4月から同法が地方公共団体にも適用されることとなり、これまで「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、情報公開における施設及び電磁的記録を定める規則第3条及び個人情報保護における記述等並びに施設及び電磁的記録を定める規則第4条に規定するもの」が行政文書から除かれていたが、これについても行政文書に含まれることとなるため。

(3) 規則第13条2（5）

ア 内容

条文中の「千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第22条第1項、第34条第1項又は第43条第1項」を「同法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に改める。

イ 理由

千葉県個人情報保護条例が廃止され、保護法が適用されるため。

3 施行日

令和5年4月1日